

随意契約理由書

大阪府防災行政無線設備（以下、「無線設備」という。）は、平成25年度から平成26年度にかけて、日本電気株式会社関西支社が設計・製作・施工したものです。無線設備は、大阪府地域防災計画にも位置付けのある非常に重要度の高いものです。

今回、令和2年4月1日の吹田市の中核市移行に伴い、大阪府吹田保健所が廃止となるため、当所にある無線設備の機器撤去が必要です。

また、無線設備が現在稼働中であることから、運用停止が短時間での作業が要求され、万が一不具合が発生した場合、迅速な復旧を行う必要があります。

これらを考慮すると、この移設工事を実施するには、設計・製作においてその機能・システムに熟知及び精通していることに加え、無線設備の設計資料及び専門知識等特別な能力が求められることとなります。また、他の者が施工した場合、不具合が発生した時の責任の所在が不明確となります。

以上のことから、本事案は、無線設備の設計・製作・施工を実施した日本電気株式会社関西支社を除く他、その能力を有するものがないため、大阪府財務規則第62条関係2（1）に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。